

議案第7号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 児童相談所業務手当

(6) 一時保護業務手当

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の
次に次の2条を加える。

(児童相談所業務手当)

第7条 児童相談所業務手当は、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（次条
第1項に規定する業務を除く。）を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に
従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内
において、規則で定める。

(一時保護業務手当)

第8条 一時保護業務手当は、児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に
従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範
囲内において、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童相談所業務手当及び一時保護業務手当を創設する必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) <u>児童相談所業務手当</u>	
(6) <u>一時保護業務手当</u>	
<u>(児童相談所業務手当)</u>	
第7条 <u>児童相談所業務手当は、児童福祉法第12条第2項に規定する業務</u>	
<u>(次条第1項に規定する業務を除く。)を行うため、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した職員に支給する。</u>	
2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において、規則で定める。</u>	
<u>(一時保護業務手当)</u>	
第8条 <u>一時保護業務手当は、児童福祉法第11条第1項第2号ホに掲げる業務に従事した職員に支給する。</u>	
2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,470円を超えない範囲内において、規則で定める。</u>	
(支給方法)	(支給方法)
第9条 略	第7条 略

(特別区人事委員会への報告)

第10条 略

(委任)

第11条 略

(特別区人事委員会への報告)

第8条 略

(委任)

第9条 略